なお、リチウム金属含有量が１ｇ以下の単電池又はリチウム金属含有量が２ｇ以下である組電池を包装する場合にあってはセクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

電池に安全上の欠陥があると製造者が指定しているもの、又は、損傷を受けているものであって、火、熱若しくは短絡により危険を生じる可能性のあるものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分の為の輸送は禁止される。

セクションⅠ

以下の基準を満たすこと。

国連番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3091（装置に組み込まれたものに限る。）	5kg	35kg	ドラム ジェリカン 箱

㈱１）その他の有害物件として取り扱うこと。

２）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。

３）国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

４）装置に内蔵された単電池又は組電池のリチウム金属含有量が一の単電池当たり12ｇ、一の組電池当たり500ｇ以下であること。

５）装置は、強固な外装容器内で動かないように固定し、収納すること。ただし、装置自体が強固な外装容器と同等の強度を有する場合にあっては、外装容器に収納しないで輸送することができる。

６）輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。

セクションⅡ

以下の基準を満たすこと。

包装物当たりの許容質量		外装容器
旅客機	旅客機以外の航空機	
5kg	5kg	ドラム ジェリカン 箱

㈱１）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。

２）国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

３）短絡を防止する措置をすること。

４）装置は、強固な外装容器内で動かないように固定し、収納すること。ただし、装置自体が強固な外装容器と同等の強度を有する場合にあっては、外装容器に収納しないで輸送することができる。

５）輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。

６）当該包装物を含む各積み荷には、次に掲げる事項を記載した輸送の書類が添付されていること。

ア）包装物にリチウム金属電池が収納されている旨

イ）包装物は注意して取り扱われなければならず、包装物が損傷を受けた場合、引火性の危険性がある旨

ウ）包装物が損傷を受けた場合に取らなければならない措置（必要に応じ、検査及び再包装を行うことを含む。）

エ）荷主の電話番号

７）機器に内蔵する５個以上の単電池（ボタン型単電池を除く。）又は３個以上の組電池を含む各包装物には第４号の５様式のラベルが貼付されていること。なお、混合包装する場合、混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、当該包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。

別表第１備考三㈨「970」の項の次に次のように加える。

「971」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量	外装容器
3499	上限なし	ドラム ジェリカン 箱

㈱１）キャパシタ本体を内装容器として取り扱うことができる。

２）強固な外装容器に収納すること。

３）キャパシタは、充電されてない状態であること。

４）キャパシタ又はキャパシタを収納したモジュールは、金属製の帯で端子が接続されていること。

５）キャパシタは、衝撃から保護されるように措置を講じること。

別表第１備考四の表「自己反応性物質Ｃ（固体）」の項中「Ｎ，Ｎ′―ジニトロソペンタメチレンテトラミン（濃度が82質量％以下で、希釈剤Ａを18質量％以上含有するもの）」を「Ｎ，Ｎ′―ジニトロソペンタメチレンテトラミン（濃度が82質量％のもの）」に改める。

別表第１備考四の表中「備考　希釈剤Ａとは、沸点が150℃以上の有機溶剤をいう。」の項を削る。

別表第１備考五の表「有機過酸化物Ｄ（液体）」の項中「２，２―ジ―（ター（濃度が52質量％以下で、希釈剤Ａを48質量％以上含有するもの）」を「２，２―ジ―（ターシャリーブチルパーオキシ）プロパン（濃度が52質量％以下で、希釈剤Ａを48質量％以上含有するもの）」に、「２，５―ジメチル―（濃度が90質量％を超えるもの）」を「２，５―ジメチル―２，５―ジ―（ターシャリーブチルパーオキシ）ヘキサン（濃度が90質量％を超えるもの）」に改める。

別表第１備考五の表「有機過酸化物Ｃ（液体）」の項中「１，１―ジ―（ターシャリブチルパーオキシ）―３，５，５―トリメチルシクロヘキサン（濃度が90質量％以下で、希釈剤Ｂを10質量％以上含有するもの）」の項の次に次の１項を加える。

２，５―ジメチル―２，５―ジ―（ターシャリーブチルパーオキシ）ヘキサン（濃度が90質量％を超えるもの）